

訪問看護医療 DX 情報活用加算に関する掲示

当ステーションは、令和 6 年度診療報酬改定に伴う「訪問看護医療 DX 情報活用加算」に関して地方厚生局長等へ届出を行っております。

当ステーションの看護師等（准看護師を除く）は、健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認（オンライン資格確認）により、利用者様の診療情報、薬剤情報等を取得・活用した上で、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療の提供に努めております。

また、マイナ保険証の利用促進を通じて、医療 DX を活用した質の高い医療の提供に取り組んでおります。

これに関する施設基準は以下の通りです。

1. 厚生労働省が定める「訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成 4 年厚生省令第 5 号）」第 1 条に規定する電子情報処理組織を使用した請求を行っている。
2. 健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認を行う体制を有している
3. オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報、薬剤情報等を活用し、計画的な訪問看護管理を行っている
4. 医療 DX 推進体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するために十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当ステーション内の見やすい場所への掲示及びウェブサイトへの掲載をしている
5. マイナ保険証の利用を促進し、医療 DX を通じた質の高い医療の提供に努めている

2026 年 6 月 1 日

訪問看護ステーションあゆみ

管理者 徳重 小十代